

平成23年行政事業レビューシート（外務省）

事業名	犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)(除くテロ防止部) 拠出金(任意拠出金)	担当部局	総合外交政策局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成8年度開始 (平成23年度より他のUNODCへの拠出金と統合)	担当課室	国際安全・治安対策協力室	室長 岡島 洋之				
会計区分	一般会計	施策名	VII-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第32条 外務省組織規則第12条	関係する計画、通知等	国連総会決議(第46回(46/152(1991年)), 第52回(52/220(1997年)), 第58回(58/140(2003年))), 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」、「人身取引対策行動計画2010」					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	犯罪防止刑事司法基金は、国連薬物犯罪事務所(UNODC)が管理しており、加盟国が犯罪に対処し防止する能力を高めることを目的に、データ収集などの実務的支援、犯罪防止刑事司法に関する情報及び経験の共有、技術支援などを行うための基金である。我が国より同基金に拠出し、東南アジア諸国の人身取引対策、腐敗対策事業を実施。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	この基金により、①法の支配(国際組織犯罪防止条約及び3補足議定書、国連腐敗防止条約の締結及び実施促進支援など)、②政策・傾向分析(犯罪の脅威及びリスク分析など)、③犯罪の防止、被拘禁者の処遇及び社会復帰などが行われるとともに、国連犯罪防止刑事司法委員会の活動が支えられている。我が国より同基金への拠出を行い、東南アジア諸国において、性的搾取被害者のための施設支援、啓蒙活動などの人身取引対策事業、腐敗対策のための法整備支援などの事業を実施。							
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☒ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
		補正予算	—	—	—	—		
		繰越し等	—	—	—	—		
		計	11	11	8	—	—	
		執行額	11	11	8			
	執行率(%)	100.0	100.0	100.0				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)(除くテロ防止部)への拠出国・機関・民間団体数	成果実績	数	76	91	99	—	
		達成度	%	100	100	100		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	法制度整備支援、法執行関係者への能力向上支援のために我が国拠出を使って実施されたプロジェクト数	活動実績 (当初見込み)	件数	2	2	2	() ()	
単位当たり コスト	案件毎に実施経費総額が異なるため算出は困難。		算出根拠					
平成23 (単位:千円) 年度予算内訳	費 目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	—	—	—					
	計	—	—					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	腐敗対策では、我が国企業による円借款事業に関する公務員贈賄事件が起きたベトナムにおいて同国の国連腐敗防止条約（UNCAC）締結直後のタイミングで腐敗防止のためのセミナーを実施するなど、東南アジア諸国が腐敗対策に取り組むための支援を行っている。また、我が国における多くの人身取引被害者の出身国であるタイにおいて、人身取引及び性的搾取からの脆弱な子供の保護に係るプロジェクトを継続的に実施し、被害者緩和ケア、地域の啓発活動などの取組を行っているが、これは、我が国の人身取引対策のための重要な施策の一つとなっている。今後とも我が国の政策に資する事業を効率的に実施するため、アジア地域での案件の発掘に努める。		
予算監視・効率化チームの所見			
		—	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
		—	
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			